

違憲訴訟の会 ニュース

発行：安保法制違憲訴訟の会
No：1 2016年7月5日
〒150-0031
東京都渋谷区桜丘町17-6
渋谷協栄ビル2階
電話 03-3780-1260
FAX 03-3780-1287
Mail: iken.soshou@gmail.com

あいさつ

伊藤真



自民党は2012年4月に国防軍を創設する憲法改正草案を発表しています。立憲主義の基本理念である個人の尊重を否定して、現行憲法とは全く逆方向をめざすものです。あえて選挙公約として争点にしていなくても選挙が終われば、秘密保護法、安保法制を成立させてきました。前者は自民党改憲草案9条の2第4項、後者は第3項で法律事項として予定されているものです。着実にこの改憲草案の示すゴールに向かって進んでいるのです。しかし、いずれも現行憲法に違反しています。もしこれを認めるのであれば、憲法改正が必要なはずで、現行憲法を無視し選挙で多数の議席を得ただけであるにも関わらず、採決の強行によって

違憲の法律を成立させ続けるということは、立憲主義、民主主義を破壊する法的なクーデターであり、断じて許すことができません。

こうした事態を是正し、憲法価値に従った政治を回復するためには司法の力が不可欠です。国民・市民は選挙権、表現の自由、請願権、裁判を受ける権利など、憲法が保障するあらゆる手段を行使して自らの手で立憲主義、民主主義を取り戻さなければなりません。安保法制違憲訴訟もそうした国民・市民の運動の結節点として安保法制廃止にむけて意味のあるものにしていく必要があります。この「安保法制違憲訴訟の会」を皆さんと共に、全国の安保法制違憲訴訟の情報交換や交流、そして元気を共有する場にしながら最後までたたかっていきましょう。

安保法制違憲訴訟を支える会 会の報告と共同呼びかけ人からのエール 鎌田 慧



「民主的に選挙された政府が少数者を不当に扱い、ついには民主主義そのものを捨て去ってしまった二十世紀の歴史に鑑みるならば、司法権は、わが国でも、外国でも、少数者の権利を尊重し、『酔っぱらった民衆』が『しらふの民衆』の意思を無にするようなことを防止する、そのような民主制を安定させる制度上の重しとして捉えることができる」。司法権についてのスティーブン・ブライヤー米最高裁判事の言葉です。ナチスによるワイマール共和国の破壊を寓話として描いたアルベール・カミュの『ペスト』は末尾に於いて「ペスト菌は死なないし、消えもしない。ペストは寝室や貯蔵室やスーツケースやハンカチーフ、書類棚の中で、辛抱強く待ち続けている。そして、いつの日にか、人間に不幸や教訓をもたらそうと、ペスト菌が再生しネズミどもを呼び覚まして、どこかの幸せだった町に送り出して死をもらたすのだ」と書いております。

一昨年7月1日の閣議決定による集団的自衛権行使

容認、昨年9月19日未明の安保法制の強行採決は、ブライヤー判事の言葉を借りれば、『酔っぱらった』内閣と与党が、この国が、戦後70余年、アジアで2000万人以上、日本で310万人の非業無念の死者たちの声に耳を傾けながら築き上げてきた、「戦争しない国」を無にする暴挙です。この暴挙に対して司法の発動を促すのが、東京はじめ全国各地で展開されている安保法制違憲訴訟です。違憲訴訟を支えるために作られたのが、「違憲訴訟を支える会」です。違憲訴訟に賛同する人ならば、原告は勿論のこと、裁判を支持するが原告になるにはちょっと荷が重いという人等、誰でも自由に会員になることができます。会費は年3000円で、裁判の実費や裁判に関するニュースの発行などに使用します。違憲訴訟を支える会の会員となって、安保法制違憲訴訟を支え、また違憲訴訟について学びませんか。入会をぜひお願いします。

4月20日、違憲訴訟の会が決起集会

報告：角田由紀子

2016年4月20日、安保法制違憲訴訟の原告決起集会、参議院議員会館講堂で開かれました。東京での第1次訴訟の原告とその支援者が集まり、参加者は400名を超え、満員の熱気に包まれた集会となりました。

集会は、最初に**共同代表の寺井一弘弁護士**が違憲訴訟の意義と現状について報告、「平和憲法と民主主義を守り抜くにあたって深刻な事態となっている。全国の弁護士や元裁判官ら620人以上が集まって昨年から準備してきた違憲訴訟は、原告となる意思を持った市民が2000人以上になっている。安保法制の廃止を求めて歴史的な前例のない違憲訴訟に挑みたい」と決意を述べました。

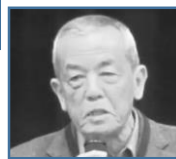


また、**伊藤真弁護士**は、なぜ、違憲訴訟かについて提起、「戦争は最大の人権侵害。違憲訴訟は国民運動の一環としてのたたかいにして、絶対にあきらめることなく、安保法の廃止を実現していきたい」と語りました。

福田護、田村洋三両弁護士より提訴の内容が①安保法が憲法の保障する平和的生存権を侵害し精神的苦痛を受けたことへの慰謝料請求を求める国家賠償法請求訴訟とすること、②安保法に基づく他国軍への後方支援などの自衛隊の出動の差し止めを求める行政訴訟である…などの説明がありました。

また、原告の中から7名の方が決意表明。どの方もそれぞれの生活の場で感じてきた安保法制の加害の実態について説得力ある話をされ、参加者の共感を呼びました。主な発言内容は下記参照（文責：編集部）

■石川徳信さん（宗教家）



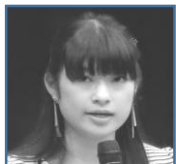
20世紀の戦争で6600万人が死んだ。戦争ほど悲惨でみじめなものはない。今回の法律は絶対に許すことができない。この裁判も世論の力で勝とう。

■原かほるさん（障がい者）



かけがえのない命が、合法的に優先順位をつけられる時代の扉が開かれようとしている。両親も私も障がい者として困難な中、必死で生きてきた。今日一日の命をいただき、生きることがどんなに尊いことか。しかし、安保法制はこれからの未来が不安と恐怖をよびますもので、みすごすことができない。

■菱山南帆子さん（市民連絡会）



父と兄を戦争でなくした祖母は、私が小学生の時に演劇のために被った防空頭巾とモンペの私の姿を見て泣き伏し、あんな戦争は二度としてほしくないと言った。私は祖母の想いを託されたものとして安倍政権を告発していく。憲法違反の危険な戦争法を廃止しよう。

■辻仁美さん（ママの会）



私は子どもを戦争にやるために産み育ててきたわけではない。だから安保法廃止のためにはなんでもやろうと決めた。平和な社会を次の世代につないでいくことは私たちの切実な願いだ。司法に問うことで世論を喚起し、安保法の廃止につなげたい。

■新倉裕史さん（横須賀住民）



米国の同時多発テロの際、米軍基地では土嚢が積み、銃口がこちらに向けられた。湾岸戦争の時も横須賀が米軍の先制出撃基地となった。自衛隊と米軍が一体化し新たなテロを生む軍事行動を起こすことになるのではと心配している。こうならないためにも安保法は廃止しなければならない。

原告7人の主な発言

■志田陽子さん（憲法学者）

憲法教育者は昨年の安保法成立以降、平和教育や社会活動がとてもやりにくくなり、研究活動や教育活動に支障をきたしている。これを解決するには、憲法に違反する国政の在り方を違憲だと提訴する以外にないと判断した。



■チェ・ソンエさん（崔善愛・ピアニスト）

ある音楽家は「何よりも大事なことは子どもの命を守ることだ。だから戦争になれば音楽を捨てる」と言った。専門の道を究めたいと思って、人の命を置き去りにしてしまう、こんなことが今の事態を招いている。



全国の安保法制違憲訴訟の動きについて

弁護士：杉浦ひとみ

安保法制違憲訴訟は、昨年9月頃から東京を中心に弁護士が集まり、「違憲判断を求める裁判を起こそう」「司法がこの問題を何とかしなくては」と会議を繰り返し、まず、東京での提訴を決めました。弁護団として関わることを希望した弁護士が全国から600人以上集まり、同時に、原告を募り、4月26日に500人を超える原告が東京地方裁判所に提訴。この東京での提訴と並行して、同様の裁判を各地で起こすために、全国の弁護士に呼びかけ、緩い連携をとりながら、各地で弁護団がたち上がり、提訴が起こったのです。これまで各地で、弁護団が付いた複数原告での裁判は、みな、私たちとのネットワークを保ち、連絡を取り合いながら進行了しました。今後の提訴も同じです。原告の方たちは、1箇所ではしか提訴できませんが、弁護団は各地域ごとに独立しながら、各弁護士は東京の裁判と地方の裁判の双方の代理人になることができます。全国の原告たちともユル〜く繋がって、この法制の違憲判断をたたかいてろうと団結していきたいと思っています。今後、訴訟の会として、ニュースを発行し、全国の動きもお知らせしていきます。

<東京の裁判の今後>

東京裁判 国家賠償訴訟 第1回口頭弁論のご案内

日時 **9月2日 14:00~15:15**

場所 東京地方裁判所 103号法廷 (定員100)

抽選になることが予想されるので20分前までに東京地方裁判所入口前の傍聴券交付所に来て下さい
なお、傍聴券交付情報は、1週間ほど前になるとネットで見られます。

http://www.courts.go.jp/app/botyokoufu_jp/list?id=15

【弁護団による弁論】

【原告本人陳述】

17:00から報告集会 議員会館を予定

- ◇東京地裁 差し止め訴訟
第1回口頭弁論の期日
(9月末~10月上旬)
- ◇東京地裁 国家賠償訴訟 第2次提訴
7月中を予定
- ◇東京地裁 国家賠償訴訟
第3次訴訟の予定

<各地の提訴の状況>

	提訴日	原告数	裁判
東京	4月26日	497	差止・国賠
いわき	4月26日	204	国賠
高知	5月6日	32	国賠
大阪	6月8日	713	差止・国賠
長崎	6月8日	118	国賠
岡山	6月17日	402	国賠
埼玉	6月20日	318	国賠

8月中には、あと6府県の提訴を予定。

<あなたも原告に加わりませんか?>

まだ原告になっていない方、一緒にたたかきましょう!!原告になって、この安保法制によって被害を受けた被害を訴え、この法制の違憲を裁判所に判断してもらいたい、というかた、どうぞご連絡を下さい。
<方法> 「原告希望」とご住所、お名前を書いて下記のメールまたはFAXで。

安保法制違憲訴訟の会

〒150-0031

東京都渋谷区桜丘町17-6

渋谷協栄ビル2階

電話 03-3780-1260

FAX 03-3780-1287

メール: iken.soshou@gmail.com



違憲訴訟の会の決起集会
四月二〇日参院議員会館

◆◆◆◆原告の声・代理人の声◆◆◆◆

原告 富山正樹

現職自衛官の父親として安保関連法反対を続けている福岡の富山正樹です。「愛する人を戦地に送るな！」を掲げたスタンディングは、自分の息子が戦地に送られることへの恐怖と、何もしいまま息子に何か起きたら、自分を許せないとの思いからでした。しかし昨年末『新映像の世紀時代は独裁者を求めた』放映後、ナチス政権下「国家緊急権の発動」から、ナチスに逆らった人々に起きた不幸を知ってもなお、クリスマスイブのスタンディングに集う仲間をみて「この仲間を守りたい。この仲間と共に生きて行きたい」と思うようになりました。私のたたかいは「愛する人と自由と尊厳を守り、共に生きて行く」という新たなステージに進みつつあります。

弁護士 内村涼子

みなさん、はじめまして。弁護士の内村涼子と申します。私は正直これまで憲法問題に真剣に取り組んできたわけではありません。ただ、集団的自衛権の行使を可能とする閣議決定や、それに続く安保法制成立までの間の様々な政権のやり方に、この国の基本、私たち法律家によって立つものが根こそぎ奪われ、変わってしまう恐怖を感じました。弁護士会主催の街宣活動や、国会前デモや集会では、残念ながら安保法制の成立は止められませんが、政権の暴走は止めなければなりません。このような状況にもかかわらず、残念ながら選挙で大勢が替わることは難しいでしょう。私たちは事実を知り、その裏にどのような思惑が隠されているのかを推し量り、そしてそれをまだ知らない人たちに知らせていかなければならないと思います。この裁判がその一助となるよう、微力ながらみなさんと一緒に頑張りたいと思っています。どうぞよろしくお願い致します。

原告 河合節子

私は東京大空襲訴訟の原告でした。昭和20年3月10日、東京大空襲によって母親と2才、3才の幼い弟が火あぶりの刑に処されるように命を落としました。まぶたも唇も反り返り、耳たぶも溶けてなくなり顔中ケロイドの大やけどをおった父は、奇異の目にさらされながらも幼い私を育ててくれました。苦しく大変なことでした。それでも空襲から妻子を守ってやれなかったことは終生父を苦しめました。空襲の集団訴訟でたくさんの原告に出会ってみると、みな様に辛く苦しい被害を今なお引きずっていました。戦争は、兵士も闘いましたが、一般市民も闘いに巻き込まれ、大きな被害を受けたのです。空襲訴訟の原告らは「二度と再び戦争をしないために」訴訟に参加していました。戦争をしないという日本の決意は私たちの苦しみ、亡くなった家族の無念と引き換えだったのです。誠実な審議もせず、この憲法の核心を踏みにじった今回の安保法制は、私の人生のすべてを侵害するものです。

弁護士 岡田友佑

若者が政治に関心がないなどと言われて久しいですが、私もご多分にもれず、「選挙」や「政治活動」を正直苦手に感じてしまう、ごく一般的な若者です。

そんな私も、弁護士になるべく、人並みに憲法を勉強していました。司法試験の勉強のほとんど最初の講義で、憲法とは国家権力を制限するものであると教わりました。

ところが、2015年9月19日、安保法制が強行採決されました。政治に無関心な私も、さすがにこの時ばかりは憤りを感じました。現在の政治状況は、私の学んだ憲法では説明が付かない方向に突き進んでいるように思えたからです。どう考えてもおかしい、法律家として何か力になりたい、そのような思いで、この訴訟に加わることにしました。

◆◆◆◆書籍の案内◆◆◆◆

■「憲法と政治」岩波新書

著者・青井未帆 907円税込

安保外交政策の転換、「改憲機運」の高まりに抗して課題の原点から考え抜く。

■「安保法制違憲訴訟」

(かがわブックレット)

編著：安保法制違憲訴訟の会 648円税込

差し止め訴訟、国家賠償訴訟の訴状の骨子、「安保法制違憲訴訟」訴訟についてのQ&Aなど。